



子どもへの体罰は 法律で禁止されています

体罰は虐待に当たり、子どもへの虐待は犯罪です。テレビや新聞では痛ましい児童虐待事件を報道するとともに、防止を呼びかけていますが、児童虐待件数は増え続けています。

虐待とは？

児童虐待には、4つの種類があります。

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

心理的虐待

言葉でおどす、無視をする、きょうだい間の差別、夫婦間の暴力を見せる など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、不潔な部屋に住まわせる、車中への放置 など

性的虐待

子どもへの性的な行為、子どもに性的行為を見せる、子どもの性的な写真を撮る など

しつけと体罰の違いは？

しつけとは、生活習慣や社会のルール・マナーなど、生きていくために必要なことを子どもが身につけられるよう、繰り返し働きかけることです。

ただし、たとえしつけのためと親が思っても、その行為が子どもの身体や心を傷つけるものであれば、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

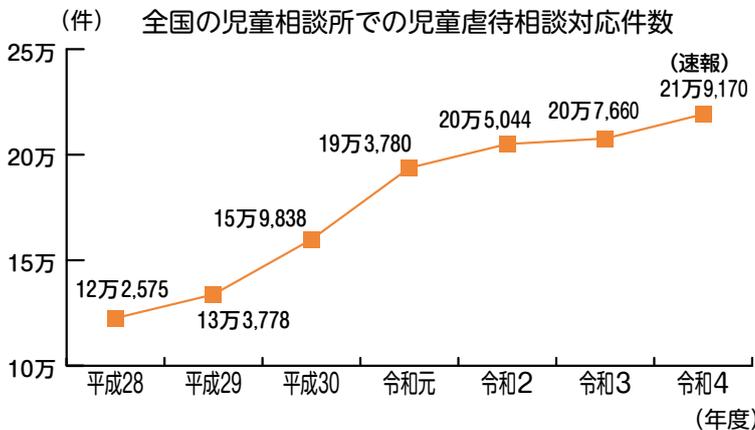
これらは全て体罰です

- ・ 何度言っても言うことを聞かないのでたたく
 - ・ いたずらをしたので長時間正座させる
 - ・ 宿題をしなかったので夕食を与えない
 - ・ 友達をけがさせたので同じように子どもを殴る など
- 暴言も心を傷つけます**
- ・ 「○○なんて生まれてこなければよかった」など人格を否定する
 - ・ 「お兄ちゃんはいいい子なのに、○○はどうしようもない」などと差別や比較をする など

児童虐待の相談件数が過去最多

厚生労働省は令和4年度、全国の児童相談所が児童虐待の相談や通告を受けた件数は、速報値で21万9170件と発表しています。

相談件数の内訳では、警察からの通告によるものが半数超を占め、関係機関の虐待防止に対する意識が高まっているものと考えられています。



問合せ 子育て家庭課

☎(55)2763 ☎(51)0247

📧 kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

「気づき」から「つなげる」
私たちができること

体罰や暴言は、子どもの脳に悪影響を与え、行動や精神面に問題をおよぼすと言われています。子どもだけでなく、体罰などの虐待をしている保護者自身も苦しんでいる場合があるため、「おかしいな」と周囲が気づき、相談機関へつなげることが、親も子どもも救うこととなります。

身近に心配な家庭がある人、子育てに不安や困り事がある人も、ぜひ左記へご相談ください。

※相談や通報は匿名で行うことができ、相談者・通報者の秘密は守られます。

子どもなんでも相談 ☎(55)2764

児童虐待防止推進月間イベント

富士川サーブレスエリア(上り)の大観覧車 Fuji Sky Viewを虐待防止のシンボルカラー(オレンジリボン)にライトアップします。

とき 11月1

〜11日

日没後〜21時

